

平成23年度事業計画

戦後65年が経過したとはいえ、中国残留邦人に対する支援はまだまだ必要である。検討会の中間報告にもあるが、特に中国帰国者の老後問題、2・3世問題、日本語学習等の問題は今後ますます重要になることから、経費節約等の工夫をしながら各種の支援事業を行っていきたい。

このため、寄附募集について努力することは当然であるが、「事業安定化準備資産」について、23年度も寄附金収入等の減少を補うものとして旧来の一般会計では最大で2,000万円を、旧来の扶養費就学援助特別会計では最大で3,000万円の取崩しをご承認いただきたく提案する。ただし、寄附金収入及び運用収益が好調で予算額を上回れば、取り崩し額を極力抑えることとしたい。財政状況については、「中国残留孤児援護基金の今後のあり方についての検討会」で最終報告までには検討していただけると思うが、事務局以外の方も加えた「基本財産等を運用するための体制」についても検討したい。

なお、前述したとおり、23年度早期に新制度における公益財団法人への移行を目指し認定申請することから、23年度事業計画書及び予算書については、公益財団法人への移行の認定基準に適合する形式とする。したがって、各種事業については、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に規定する「公益目的事業」の種類に沿った分類とし、予算書については、20年改正の「公益法人会計基準」に基づいて作成した。

【各事業計画の概要】

1. 公1：中国残留日本人孤児の養父母及び中国等に残留する日本人孤児等に対する支援事業（国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業）

（1）中国残留日本人孤児の養父母等に対する扶養費の支払事業

中国残留孤児の養父母等に対する扶養費の支払いは、平成22年度に帰国した孤児について日中両国政府間で名簿の確認後、中国紅十字会総会に送金する。

（2）中国残留邦人等に対する生活状況調査及び援助事業

ア 訪中座談会（個別訪問型）

中国東北地区等において、主として帰国希望の孤児及び残留婦人等を対象に、中国における生活状況等を調査し、中国帰国者等の生活指導上の資料とともに、これらの者に対して、日本社会の現況、帰国受入援護、帰国手続き等について周知を図る。

平成18年度までは、中国残留邦人等に都市部に出てきてもらい集団で座談会を開催していたが、19年度からは健康上の理由や遠隔地に居住しているため座談会会場に来ることが出来ない者について、中国残留邦人等宅に赴き直接

話しをする形式をとっているが、新たに一時帰国に参加したり、祖国日本が自分のことを忘れていないと感謝されたりと非常に有意義であったので、23年度も同様な形式で実施したい。

◎ 開催時期、開催場所等：検討中

イ 中国関係者訪日協議

援護基金では、中国残留孤児問題の円滑な進展を図るため、日本人孤児問題等に携わっている中国政府関係者を日本に招致し、日本に帰国した中国残留邦人がどのような生活を送り、また、どのような問題を抱えているのかを理解していただくために「中国帰國者定着促進センター」及び「中国帰國者支援・交流センター」などを案内し知見を深めていただく。また、これを機会に中国政府関係者对中国残留邦人の円滑な帰国の促進についてお願ひする。

(3) 中国に残る中国残留邦人等の集団一時帰国（厚生労働省の委託事業、企画競争参加）

日本に肉親がなく、また、あっても何らかの事情により受け入れられない等の理由で日本への訪問ができない残留邦人を援護基金が身元引受人となって日本に招待（約2週間）する集団一時帰国事業を引き続き実施する予定である。

◎ 年3回 概ね51世帯102人（親族等の介護人を含む）

2. 公2：日本に永住帰国した中国残留邦人等に対する定着・自立支援事業
（国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業）

(1) 養父母お見舞訪中援助事業

帰国孤児の養父母をお見舞するための訪中援助（初回・2回目訪中、危篤・葬儀参列訪中）を今年度も引き続いて次のとおり実施する予定である。

また、単独で訪中できない者も少なからずいることから、これらの者は同行する介護人1名に対する旅費の援助も必要に応じて行う。

- ① 訪中人員 帰国孤児10人程度（年間）
- ② 時期 年度中隨時
- ③ 旅程 申請者と援護基金が計画した旅程（約2週間程度）
- ④ 援助内容 渡航費及び見舞金を援護基金が援助する。

(2) 中国残留邦人等に対する就学資金貸与事業

中国帰國者とその子等（二世・三世）に対し、大学及び専修学校（高等課程は除く）等への就学を援助するため就学資金の貸与を行い、これらの者が日本社会において早期に自立し心身共に健全な生活を営むことができるよう手助けするものである。

なお、昨今の就学資金の貸与者は、中国帰国者の二世・三世が主であるが、これらの者が早期に自立することにより、高齢となった中国帰国者の経済的・精神的な支援に繋がる。

○ 就学資金の種類及び貸与額（平成23年度）

区分	大学	専修学校	鍼灸学校	日本語教育機関
入学資金	入学時 30万円 以内	入学時 50万円以内		
奨学金	月額 4万円以内		月額3万円以内	年額55万円以内

○ 貸与予定者総数（平成23年度）

区分	平成23年度 新規貸与予定者数	継続貸与者数	平成23年度 貸与予定者総数
高校	0	15	15
大学	8	43	51
専修学校	2	10	12
鍼灸学校	1	0	1
日本語教育機関	1	0	1
計	12	68	80

卒業後の就学資金返還にあたっては、平成13年度より報奨金制度を設け早期返還を促進しており、返還額は向上している。

滞納者対策として、19年度から機関紙において返還を呼びかけるとともに本人及び父母、保証人等に重ねて督促をしたところ相当な効果があったので、23年度も引き続き返還促進に努めたい。

また、毎年、財団法人岡村育英会から奨学金援助の申し出があり、当援護基金の就学資金の貸与者の中から来春又は再来春に卒業予定の専門学校生等を同育英会に推薦してきたが、今後も依頼があれば当方の貸与者を推薦することとしたい。本件奨学金は援護基金を通じて各学生に給付するものである。

（3）中国帰国者支援・交流センター等就学教材費援助事業

中国残留邦人等が日本社会において早期に自立するために国（厚生労働省社会・援護局）が設置した施設である中国帰国者支援・交流センターなどに通学し、日本語の学習支援を受ける者のうち国が支援対象としない者（中国残留孤児が日本帰国後において呼び寄せた二世及び三世）に対し教材費を援助する。

(4) ホームヘルパー養成及び介護資格取得支援事業

日本社会で自立し心身共に健全な生活が送れるため、または就業上のキャリアアップを目的として中国帰国者の一世、二世及び三世並びにその配偶者を対象に、ホームヘルパー2級のみならず1級及び介護福祉士など、より上級の介護関連資格取得のための養成講座受講料の一部を援助する。

(5) 中国残留邦人等支援団体が実施する事業に対する助成事業

帰国孤児や帰国婦人等とその家族を対象に、日本語教育、生活相談、福祉の向上を図るための援助活動等を行っている団体等に対してその事業を助成する。

本事業は、団体助成委員会において、助成する団体、助成内容を審査し、その答申に基づいて助成を行う。

(6) 意思疎通生活相談・援助事業

事務局に「生活相談室」を設けて、中国語話者である職員（医師や看護士などを経験した職員）を配置して中国残留邦人及びその家族がかかえている諸問題の相談に応じる。

(7) 中国帰国者の老後支援事業

ア 介護事業基盤整備援助

公益法人又はNPO法人等が、帰国者やその配偶者に視点をおいた介護事業を始める場合に、一定期間を介護事業基盤整備期間として資金の一部を援助する。

また、介護保険事業者として事業を行っている公益法人又はNPO法人が、高齢帰国者及びその配偶者をサービスの対象としたことにより運営に負担が生じている場合には、一定の条件の下に支援を行う。これらの支援は、団体助成委員会で、助成する団体、助成内容を審査し、その答申に基づいて助成を行う。

イ 要介護支援モデル事業

20年度及び21年度において、厚生労働省からの委託事業として要介護支援モデル事業を実施した、この事業は、中国帰国者等が入所又は通所する老人福祉施設等において帰国者等のニーズにあった介護サービスがどのようなものか、また、どのように支援することで安心した老後の生活を送ることができるのか等について調査研究を行うもので、試行的に中国語話者である「支援員」を派遣及び携帯電話による中国語の語りかけ支援を行い、その支援効果を有識者による研究会により検証した。

これらの調査結果を踏まえて援護基金として22年度から実施している事業を23年度も継続して実施することと致したい。

① 中国語の語りかけサービス事業

中国帰国者等が在所する施設から要請があれば支援員（中国語話者）派遣のうえ中国語の語りかけサービスを行うとともに、施設の職員とともに効果的な支援方法等について検討する。また、必要に応じ、各自治体が実施する中国帰国者等に係る支援制度を有効的に活用される旨の助言を行う。

② 有識者による介護セミナー

中国帰国者等が在所する老人福祉施設等の職員、中国残留邦人等宅に訪問介護を行っている事業所等の職員及び支援通訳などを対象とし有識者によるセミナーを開催する。

（8）中国・サハリン残留日本人国籍取得支援事業

中国及びサハリンに残留した邦人のうち、身元が判明している中国残留邦人・サハリン残留邦人が戸籍の訂正等の申請を行う場合に、その手続きに必要な弁護士費用等を援助する。

本事業は、当援護基金が日本財団からの助成を受けて日本司法支援センターに委託して支援を行うもので、23年度は10件296万円（申請に際して昨年10月14日の理事会及び同月22日の評議員会（双方とも書面表決）で事前承認を得ている）を申請している。

（9）普及啓発及び広報事業

終戦後生まれの方々が日本国民の75%を越えるなかで、中国帰国者が日本社会で温かく迎い入れてもらうためには中国残留邦人のことを知っていただくことが何より重要である。そのため、あらゆる機会を捉えて中国残留邦人についての普及啓発事業を行う。

機関紙については、中国帰国者等、関係公的機関、関係民間団体、寄附者（法人を含む以下同じ。）等に対し、「理事会審議の概要・援護基金の業務遂行の現況・寄附者のご芳名・出版物の紹介」等、時宜に即した記事を掲載することとしており、23年度は3回発刊を目標とする。

（10）中国帰国者定着促進センター運営事業（厚生労働省の委託事業、企画競争参加）

中国帰国者定着促進センター（所沢）の管理、運営（中国帰国者及びその家族に対する日本語教育、生活指導、就籍指導、就職指導及び日本語能力の向上を図るためにの通信教育）を行う予定である。

23年度は、22世帯82人を受入れ予定。（22年度26世帯99人）

（11）中国帰国者支援・交流センター運営事業（厚生労働省の委託事業、企画競争参加）

中国帰国者支援・交流センター（御徒町）の管理、運営（日本語学習支援事業、生活相談事業、及び地域支援事業）を行う予定である。

なお、支援・交流センターにおいて実施すべき事業として22年度新たに加わ

った地域生活推進支援事業について、中国帰国者が老後をより安心して生活できるようにするための先駆的・自主的な事業をNPO等と連携してモデル的に実施することとしている。

(12) 中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業

(厚生労働省の委託事業、企画競争参加)

中国帰国者定着促進センター及び支援・交流センターにおいて、中国帰国孤児等に対して職業指導及び職業相談等を行う予定である。

(13) 中国残留邦人等とその家族のための日本語教材等の開発及び出版事業

様々な年齢層や学習レベルの帰国者等の学習ニーズに応えるために、引き続き日本語教材等の開発、改訂、出版をすすめる。また、中国残留邦人等について社会的関心を高め、広く一般の理解を深めるために、引き続き必要な出版物の開発に努力し、発刊、販売を行う。これらの教材等の出版物を必要とする帰国者や支援者等が容易に入手出来るように、定着促進センターや支援・交流センターだけでなく、より広い範囲への広報、販売にも努力する。